

○ 経済産業省告示 第三十号

改正 平成十七年三月二十三日経済産業省告示第六十八号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の六第一項の規定に基づき、無煙火薬二トン爆薬一トンに換算して火薬類取締法施行規則第四条第一項第四号の表（い）を適用するための手続を定める告示を次のように定めたので、告示する。

平成十三年一月十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

無煙火薬二トン爆薬一トンに換算して火薬類取締法施行規則第四条第一項第四号の表（い）を適用するための手続を定める告示

（手続）

第一条 火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第一条の六第一項の規定に基づき、無煙火薬二トン爆薬一トンに換算して規則第四条第一項第四号の表（い）（三）を適用しようとする者は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十条第一項の火薬類製造施設等変更許可申請書に、次条で定める鋼管試験により破壊的爆発の危険が少ない無煙火薬であることを証明する書類を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 前項の書類には、破壊的爆発の危険が少ないと判断された無煙火薬の名称及び組成、粒の形状及び寸法並びに装填薬量及び装填密度等の試験条件を明記し、回収破片の写真及び破片重量と累積重量分率の関係を示すグラフを付さなければならない。

（鋼管試験の方法）

第二条 鋼管試験は、次に定める方法により行うこととする。

一 下ふた（材質が日本工業規格G四〇五一（一九七九）「機械構造用炭素鋼鋼材」に規定するS25Cで、外径七十六ミリメートル、高さ四十四ミリメートル、下部の厚さ十四ミリメートルのもの。以下同じ。）をねじ（日本工業規格B〇二〇三（一九九九）「管用テーパねじ」に規定するもの。以下同じ。）止めした鋼管（材質が日本工業規格G三四五四（一九八八）「圧力配管用炭素鋼鋼管」に規定するもので、呼び径五〇A、呼び厚さスケジュール六十、長さ五百ミリメートルの継目無鋼管。以下同じ。）に試験物品を充てんする。

二 黒色火薬（目開きが一・一八ミリメートルの網ふるい（日本工業規格Z八八〇一一（二〇〇〇）「試験用ふるい」に規定する金属製網ふるいをいう。以下同じ。）で全量通過し、かつ、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいで全量残留するもの）十グラムからなる点火具を取り付けた上ふた（材質が日本工業規格G四〇五一（一九七九）「機械構造用炭素鋼鋼材」に規定するS25Cで、外径七十六ミリメートル、高さ四十四ミリメートル、上部の厚さ十四ミリメートルのもの。以下同じ。）を鋼管にねじ止めする。

三 点火具を発破器の電流により点火し、鋼管の破裂の程度を観察する。

（判定方法）

第三条 前条の鋼管試験により破壊的爆発の危険が少ない無煙火薬であると判断される破裂の程度は、鋼管、上ふた及び下ふたの破片のうち、重量が二百グラムを超えるものの重量の合計が、起爆させる前の鋼管、上ふた及び下ふたの総重量の五十パーセントを超える場合とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。